

行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
<p>桜和高等学校</p>	<p>学校の敷地内に下記の物件が設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていないかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 510 1564 678"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 510 1240 594">物件名</th> <th data-bbox="1240 510 1564 594">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 594 1240 678">避難所案内板</td> <td data-bbox="1240 594 1564 678">1</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	数量	避難所案内板	1	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用許可の申請手続) 第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書(様式第4号)を提出させなければならない。(以下略)</p> <p>(使用許可書の交付等) 第25条 行政財産の使用の許可を決定したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した行政財産使用許可書を申請者に交付しなければならない。ただし、行政財産の種類及び使用態様に応じ、その記載事項の一部を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用を許可する物件 2 使用の目的及び期間並びに使用上の制限 3 使用料及び光熱水費等の負担 (以下略) </div>
物件名	数量					
避難所案内板	1					

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年10月22日)